

令和3年5月吉日

個別サポート加算（Ⅰ）について（通知）

平素より、りはくる・ここいるをご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、令和3年4月に、国による障害福祉サービス等の報酬改定が施行されました。その中で、新しい報酬体系として個別サポート加算が新設されました。該当となる児童に関しては、ご利用料金が変更になる場合もございますのでここに通知させていただきます。

- 個別サポート加算（Ⅰ）は、乳幼児等サポート調査表及び就学児サポート調査表に基づき、市町村が認めた障害児に対して支援を行った場合算定が出来ます（対象児は受給者証に明記されています）。
- 個別サポート加算（Ⅰ）は、1回利用ごとに算定が可能となります（1回につき100単位が基本報酬に加算されます）。
- 個別サポート加算（Ⅰ）の算定によって、今後の支援内容が変更となるものではありません。

放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し後

加算	100単位	①個別サポート加算Ⅰ	②個別サポート加算Ⅰ	③個別サポート加算Ⅰ	※対象児童数により増減
	125単位	④個別サポート加算Ⅱ	⑤個別サポート加算Ⅱ	⑥個別サポート加算Ⅱ	
	理学療法士等 187単位	⑦専門的支援加算			
基準人員	1:理学療法士等 187単位 2:児童指導員等 123単位 3:その他 90単位	⑧児童指導員等加配加算			
	基本報酬 授業終了後 604単位 休業日 721単位	保育士 or 児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り（2年）			
		児童発達支援管理責任者 管理者			
※区分け廃止					

※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

（参考）放デイ

- ※ 令和3年4月利用料（5月請求分）より、負担額の変更が生じているご家庭があります。ご利用明細書をご確認ください。尚、上限負担額を超えて負担額が発生することはありません。
- ※ 未就学児に関しては、引き続き無償化の対象となっておりますので、活動費・交通費以外の利用料の発生はありません。
- ※ ご不明な点がございましたら、合同会社祐愛 小林（93-1351）までご連絡ください。

以上